

視覚障害者のための地域生活支援事業に関する意見書を別紙のとおり提出するものとする。

提 出 議 員

今 村 剛 司

賛 成 議 員

七 海 喜 久 雄

岩 崎 真 理 子

佐 藤 喜 代 一

田 川 正 治

村 上 武

佐 藤 健 次

橋 本 和 八

橋 本 武 治

渡 辺 隆 弘

視覚障害者のための地域生活支援事業に関する意見書

障害者自立支援法が2006年4月1日より施行され、これにより視覚障害者には、ホームヘルプサービス・施設入所などの利用に原則1割の費用が必要となり、またガイドヘルプサービスの利用及び日常生活用具の購入などは、地域生活支援事業としてメニュー化されることになる。これらの制度は、障害を補うために欠かすことのできないものばかりである。

視覚障害者の就業率は23.9%であり、この応益負担は、利用者の月額上限措置、個別減免・社会福祉法人減免などの軽減措置はあるが、所得制限により制度から除外され、障害が重いほど負担が重くなる。今年10月1日から市区町村や都道府県の事業となることにより、ガイドヘルプ事業・日常生活用具給付事業など多くの視覚障害者が利用する福祉サービスが、この地域生活支援事業に一括りにされ、一定額の補助金での実施が余儀なくされ、「これまで受けてきたサービスが維持されるのか」「福祉サービスの地域間格差が広がるのではないか」など不安は募る一方である。情報の8割以上は視覚情報だといわれており、暮らしと社会参加にとって視覚障害者の障害は大きいといわざるをえない。

よって政府においては、ガイドヘルプ及び日常生活用具給付事業を、ホームヘルプ事業と同様に政府の責任で実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月23日

郡山市議会